

一般社団法人日本統計学会 会費規程

一般社団法人 日本統計学会

(目的)

- 第1条 この規程は、一般社団法人 日本統計学会（以下「本会」という。）の会費について、本会の定款第7条に基づき、以下のとおり定めるものとする。

(入会金)

- 第2条 入会金は1,000円とする。ただし、団体会員及び賛助会員の入会金は無料とする。

(会費)

- 第3条 会費の年額は次のとおりとする。

正 会 員	8,000円
名誉会員	8,000円
学生会員	4,000円
団体会員	一口40,000円(一口以上)
賛助会員	一口10,000円(三口以上)

(納入)

- 第4条 会費は、当該会計年度の間に、年額の全額を納入しなければならない。
- 2 会費は、年額を分割して納入することができない。
 - 3 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(減免)

- 第5条 正会員および名誉会員については、通算して会員歴35年以上の条件を満たしかつ常勤職に就いていない者には、申告により会費の減免を認める。
- 2 減免された会費は5,000円とする。

付則

1. 本規程は平成23年4月1日より施行する。